

広報BX推進パートナー業務
委託事業者選定プロポーザル実施要領

令和8年3月

横須賀市

目次

1 背景・目的	1
2 業務名	1
3 業務委託の内容	1
4 契約期間など	1
5 委託料の上限額	1
6 スケジュール	2
7 参加資格要件	2
8 参加申し込み	3
(1) 提出書類	3
(2) 提出書類の免除等	3
(3) 提出要領	4
9 参加の辞退	4
10 質問の受付と回答	4
(1) 質問	4
(2) 回答	4
11 選考方法	5
(1) 1次選考	4
(2) 2次選考（見積合わせ）	5
(3) 異議申し立て	6
(4) 情報公開請求	6
12 業務委託の契約手続き	6
13 留意事項	6
14 書類等の提出先、問い合わせ先	6

1 背景・目的

社会や行政のデジタル化・変革が進む中、自治体の広報活動は「市民に情報やサービスを一方的に伝える」だけでなく、市民が必要な情報を受け取りやすくし、行政サービスの利便性を高め、さらに行政に興味を持ち自発的に関わることを目指す段階へと移行しています。横須賀市は多様な住民ニーズに対応するため、データや根拠に基づく広報施策とデジタル技術の活用を推進し、効果的かつ効率的な双方向コミュニケーションの確立を図る必要があります。そのため、PRやマーケティングの枠にとどまらず、ビジネストランスフォーメーション（BX）としての組織変革や業務効率化を進め、市民との新たな接点創出を広報機能全体で実現すべきです。その実現に向けたパートナーとして、専門的な知識や豊富な経験を有する民間事業者に支援等を委託します。

2 業務名

広報BX推進パートナー業務委託

3 委託業務の内容

別紙「広報BX推進パートナー業務委託仕様書」のとおり

4 契約期間など

- (1) 契約期間は、2026年（令和8年）の契約日から2027年（令和9年）3月31日です。
- (2) 本業務委託は、令和8年3月の本市議会において、本業務委託にかかる予算が承認された場合に、令和8年4月1日以降、契約できます。したがって、令和8年3月の本市議会において予算が否決された場合、この実施要領に記載の内容は全て無効となります。本業務の事業者選定は中途であっても中止し、事業者選定、およびそれに伴う契約は行いません。
- (3) 本市議会にて、予算が否決された場合、本実施要領に沿って準備を進めていることについて、横須賀市は一切の責めを負いません。
- (4) 本業務は性質上、目指すビジョンに達するまで相当の時間がかかることが想定されるため、令和8年度から令和11年度までの4年間の契約を予定しています。ただし、契約は単年度契約とし、当該予算が本市議会で承認され、本市及び受託者双方が合意した場合は、次年度も随意契約することができるものとします。この場合において、契約内容は前年度と同条件（同単価）を原則とします。

5 委託料の上限額

7,986,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 スケジュール

事業者選定の基本的な流れは、以下のとおりです。

令和8年	① 公告・実施要領、仕様書等の提示	3月6日(金)
	② 質問受付期間	3月6日(金)～3月16日(月)
	③ 全ての質問・回答内容の公表	3月18日(水)
	④ 参加申込書の提出期限	3月23日(月)
	⑤ 参加資格審査結果通知	3月25日(水)
	⑥ 企画提案書の提出期限	4月6日(月)
	⑦ 【1次選考】プレゼンテーションの実施	4月9日(木)・10日(金)
	⑧ 1次選考結果通知	4月13日(月)
	⑨ 見積書の提出期限	4月16日(木)
	⑩ 【2次選考】競争見積合わせの実施	4月17日(金)
	⑪ 2次選考結果通知	4月17日(金)
	⑫ 事業者決定	4月17日(金)
	⑬ 委託契約締結(予定)	4月21日(火)

7 参加資格要件

以下(1)～(8)を全て満たすことが必要です。

- (1) 募集の趣旨を十分理解し意欲があり、信義に従って誠実に履行できること。
- (2) 仕様書に示す全ての業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (3) 人口20万人以上の地方公共団体が発注した広報戦略、及びマーケティングに関する業務を継続した期間(概ね1年)受託し、完了した実績があること。(提出期限までに、満たしていることを確認できる書類を提出すること)
- (4) 参加申込期限において横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号および横須賀市暴力団排除条例に掲げる暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 本手続きの参加申込書の提出時点において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (8) 日本国内において、本社を設置する法人であること。

8 参加申し込み

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書兼誓約・同意書（様式1）
- ② 人口20万人以上の地方公共団体が発注した広報戦略、及びマーケティングに関する業務を継続した期間(概ね1年)受託し、完了した実績を確認できる書類の写し(契約書の写しなど)
- ③ 会社概要（様式2）
※様式2の記載事項を含む会社概要のパンフレット等で代用することができます。
- ④ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※発行後3か月以内、写し可
- ⑤ 納税証明書（国税、都道府県税、市区町村税） ※発行後3か月以内、写し可
※納税証明書その3の3
※都道府県税・地方税の滞納がないことの証明書（所轄する都道府県、市区町村発行）
- ⑥ 役員等名簿（様式3）

(2) 提出書類の免除等

「一般委託」の業種区分で横須賀市競争入札参加資格（かながわ電子入札共同システム）を有する場合は、次の(ア)のとおり提出書類を変更でき、併せて(イ)のとおり提出書類の一部を省略することができます。

ただし、プロポーザル参加申込書提出時点で横須賀市競争入札参加資格の受付中である場合は、受付中であることを証する書類（申請受理の通知電子メール又はかながわ電子入札共同システムのホームページで確認できる進捗状況確認画面の写し等）を提出してください。既に横須賀市競争入札参加資格を有する事業者については本市で確認することができるため、免除に係る証明書の提出を要しません。なお、かながわ電子入札共同システムに登録されていても横須賀市の団体登録をしていない場合は、団体追加申請を行い、受付中であることを証する書類を添付することで、同様に提出書類の一部を免除します。かながわ電子入札共同システムの登録日程等については、次のホームページを参照してください。

【参考】 かながわ電子入札共同システム HP

https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/zuiji_uketsuke_schedule.html

(ア) 提出書類の変更

『プロポーザル参加申込書兼誓約・同意書（様式1）』に代えて、『プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式4）』を提出してください。

(イ) 提出書類の一部省略

<(1) 提出書類のうち、以下のものを省略できます>

- ・「③会社概要（様式2）」
※様式2の記載事項を含む会社概要のパンフレット等で代用することができます。
- ・「④商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」
※発行後3か月以内、写し可
- ・「⑤納税証明書（国税、都道府県税、市区町村税）」
※発行後3か月以内、写し可
※納税証明書その3の3
※都道府県税・地方税の滞納がないことの証明書(所轄する都道府県、市区町村発行)
- ・「⑥ 役員氏名一覧表（様式3）」

(3) 提出要領

- ① 受付期間：令和8年3月23日（月）午後5時00分まで（必着）
- ② 提出方法：持参、書留郵便、*電子メール
※電子メールは、電話連絡の上、提出書類をPDFに変換したファイルをお送りください
- ③ 提出先：横須賀市経営企画部広報課（提出先は、本実施要領の末尾に記載）

9 参加の辞退

- (1) プロポーザルの参加を辞退する場合は、電話連絡の上、「参加辞退届（様式6）」を横須賀市経営企画部広報課あてにご提出ください。

10 質問の受付と回答

(1) 質問

- ① 受付期間：令和8年3月16日（月）午後5時00分まで（必着）
- ② 受付方法：「質問書（様式5）」に質問を記載の上、横須賀市経営企画部広報課宛てに電子メールでお送りください。（提出先は、本実施要領の末尾に記載）
※原則として、電子メール以外では、質問をお受けいたしません。

(2) 回答

- ① いただいた質問には、電子メールで回答します。
- ② 全ての質問と回答を3月18日（水）に横須賀市ホームページ上に掲載します。
- ③ 必要に応じて、電子メールにて補足説明などを行う場合があります。

11 選考方法

(1) 1次選考

① 審査内容

別紙『広報BX推進パートナー業務委託企画提案書の提出とプロポーザルについて』及び『広報BX推進パートナー業務委託プロポーザル審査要領(審査項目と配点)』に記載。

② 審査項目

- ア 横須賀市についての現状認識、課題把握と今後の広報活動の基本的な考え方（中長期の広報戦略を含む）
- イ デジタル技術を活用した広報活動の推進
- ウ データに基づくマーケティングの推進
- エ プラットフォーム・メディア統合と UX（ユーザーエクスペリエンス）向上支援
- オ レポートニング・改善サイクル運営
- カ イノベーション推進に関する自由提案
- キ 業務体制・担当職員について

※詳細は、『広報BX推進パートナー業務委託プロポーザル審査要領(審査項目と配点)』に記載。

③ 審査方法

- ア 広報BX推進パートナー業務委託事業者選定審査会が審査し、評価します。
- イ 上記「②審査項目」に基づき、提案書及びプレゼンテーションを審査し、評価点数の合計点数により順位を定めます。

④ 選定

評価点数の合計点数が『広報BX推進パートナー業務委託プロポーザル審査要領(審査項目と配点)』に記載の基準に達している参加者を1次選考通過者として選定します。なお、結果は、参加者全員に電子メールで個別にお知らせします。

(2) 2次選考（見積合わせ）

① 選考方法

1次選考通過者による「競争見積合わせ」を行い、最も低い金額を提示した参加者を本業務の契約候補者として選定します。

② 見積書の提出

ア 提出期限：令和8年4月16日（木）午後5時00分まで（必着）

イ 提出方法：持参、郵送、電子メール

- ・見積書には、「社名」、「住所」、「電話番号」、「代表取締役など代表者氏名」、「見積金額とその内訳」、「本件責任者の氏名と連絡先」「本件担当者の氏名と連絡先」を記載してください。

ウ 企画提案書、及びプレゼンテーションでの説明内容にて、業務を受託する場合の金額をお見積もりください。

エ 見積額が本実施要領「5 委託料の上限額」を超過している場合、また、内訳として記載されたものの合計金額が見積額と合わない場合は、いずれも無効となります。

③ 競争見積合わせ

本実施要領「6 スケジュール」に記載の通り、競争見積合わせを実施します。立ち合いを希望される場合は、競争見積合わせ実施日の前日午後5時00分までにご連絡ください。

(3) 異議申し立て

本プロポーザルに関する一切について、異議申し立てはお受けいたしません。

(4) 情報公開請求

本プロポーザルに関する文書は、情報公開条例の定める通りに公開の対象となります。

12 業務委託の契約手続き

(1) 選定された契約候補者と本市にて、企画提案書の内容、プレゼンテーションの発表内容をもとに契約内容を確認・協議し、契約を締結します。

(2) 選定された契約候補者と本市の協議が不調となった場合、次点の参加者と(1)に記載の契約手続きを行い、契約を締結します。

13 留意事項

(1) 参加に係る経費は、参加者にてご負担ください。

(2) 提出された書類等は、原則として返却いたしません。なお、提出された書類は本プロポーザル以外の目的には無断で使用いたしません。

(3) 本実施要領「6 スケジュール」に示す期日を過ぎての手続きはお受けできません。

(4) 選定結果は、本市ホームページにて、評価点を含めて公表いたします。

(5) 横須賀市が本プロポーザルを実施するために配布した書類・資料は、横須賀市が了解した場合を除き、その公表、本プロポーザル以外の用途で使用することはお控えください。

(6) 本プロポーザルの参加者と横須賀市の間における連絡・書類のやり取りなどにおいて、郵便事故などによる郵便物の不達や、機器トラブルなどによる電子メールの不達などがあつた場合、原則として参加者の責とし、横須賀市はその責の一切を負いません。

14 書類等の提出先、問い合わせ先

横須賀市 経営企画部 広報課

住 所：〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地

電 話：046-822-9814（土日祝休日を除く午前8時30分～午後5時00分まで）

F A X：046-822-9285

メール：pih-mo@city.yokosuka.kanagawa.jp

U R L：http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/

担当： 中門（なかかど）、種市（たねいち）